

エバーニュース

EVER NEWS

vol.13 平成27年4月12日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。



- [連載] インターネットでの^{めいよ きそん}名誉毀損について
- 無料相談会のご案内
- [連載] 債権差押通知及びその対処方法について
- 料金のご案内／事務所のご案内



インターネットでの 名誉毀損について

第13回は名誉毀損、特にインターネットの場合について述べたいと思います。

ネットで悪口を公開されるなど、他人から自分の社会的評価を損なう表現がされた場合、「名誉毀損」として、民事的に賠償責任を求めたり、刑事責任としての処罰を求めることが可能です。

逆に、通常、刑事でも民事でも、「名誉毀損」に該当するようにみえても、①公共の利害に関すること、②もっぱら公益を図る目的であること、③真実の証明がある場合には違法性がないものとされ、④仮に真実の証明ができなくても確実な資料、根拠に照らして真実であると信じる相当な理由がある場合には違法でないといわれます。

インターネットでの名誉毀損も、通常の基準と同じ判断基準です。ただ、ネット特有の問題としては、通常の場合と比べて加害者の特定が難しいという点が問題です。相手が誰かわからないと、現実には賠償請求も刑事告訴も実効性がないからです。

まず、特定のために、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が有効です。この法律により発信者の情報開示を求めることができます。また、被害者側の要件の主張立証が必要ですが、プロバイダの賠償責任が認められる場合も規定しています。

被害回復については「毀損」表現の削除を求めることが必要ですが、これは民法723条や人格権に基づいた差止としての削除請求ができます（場合によっては謝罪広告も可能となる場合もあるでしょう）。プロバイダ側においても削除請求があった場合の対応についてガイドラインを設けており、削除請求の方法や名誉毀損などの判断基準として参考になるとと思います（参考:プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会のHP）。

表現や情報の発信が、誰でも、自由に、そして容易になった反面、ネットの影響は強力、かつ広範に及びます。表現する側としては、加害者側にならないよう、慎重に配慮したいものです。

INFORMATION

無料相談会のご案内

平成27年4月17日(金)、4月23日(木)、5月12日(火)のいずれも午後3時から午後6時の間に、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



事業者の方へ 債権差押通知及び その対処方法について

今回は債権差押命令の通知が来た場合の対処方法についてです。

ある日突然、裁判所から、「債権差押命令」と記載された文書が送られて、戸惑われた経験のある方もおられると思います。

債権差押命令とは、ご自分がどこかに払わなければならない債務（支払を求める側からすれば債権）がある場合に、それを差押えて、本来の支払先に払ってはいけません、という命令です。分かりやすく、ご自分をC（第三債務者）、本来の支払先をB（債務者）、Bの債権者をA（債権者）とします。

A（債権者） → B（債務者） → C（第三債務者）

という流れになります。

B→C間においては、たとえば商売上の売掛債務であったり、建築代金支払債務であるなど、支払義務については様々な状況が想定されます。それと同じようにA→Bの間でも金銭的な関係は同様です。AとCは関係ある場合もあるでしょうが、もちろん関係ない場合もあります。BがAに支払うべきものを支払わないためAが支払を命ずる判決を持っていたり、あるいは、事前に公正証書（強制執行受諾文言付）で支払約束をしていた場合には、関係あるなしにかかわらずB→Cの債権を差押えることができます。差押えた後は、債務者Bに同じ命令が送達されて1週間を経過すれば、Aは直接Cから取り立てることができます。Cは命令に従わずBに払っても、その支払は意味がないものと扱われ、Aにも支払わなければなりません。このような事態に至るので、差押命令が来た場合にはきちんと対処する必要があります。差押命令には当事者目録、請求債権目録、差押債権目録がついておりますので、よく内容を確認してください。CからBに支払うべきものがない場合には、当然ですが支払う必要はありません。差押命令には陳述催告といって債権のあるなしや、あるとした場合の具体的内容、ほかに差押えがあるかなど裁判所に回答する文書と一緒に送付されることがあります。それに回答しなかったり、嘘を回答して、差押債権者に損害を与えた場合にはCとして賠償義務を負うことがありますので、正確に回答してください。Aとの交渉が煩わしければ法務局への弁済供託手続をお勧めします。支払うべき場所の管轄法務局へ供託すれば支払ったものと同様の扱いとなりますので、AからもBからも以後請求されることはありません。



料金のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3000円プラス消費税
1時間	5000円プラス消費税

予約電話番号 043-225-3041

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円のみの場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）



●エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所（旧 菊地秀樹法律事務所）

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

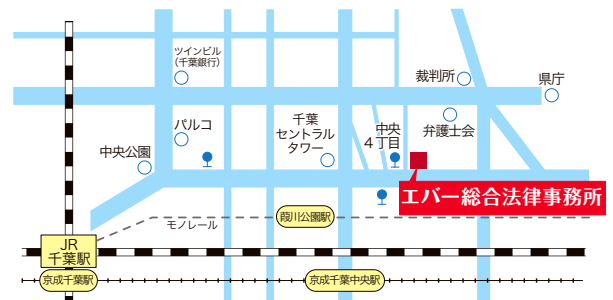
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅2番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。